

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年5月7日（平成30年（行個）諮問第82号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行個）答申第158号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年特定月日Aに愛知労働局長あてに行ったあっせん申請に係るあっせん処理票及び事情聴取票（愛知局特定事件番号）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年12月27日付け愛労発雇均1227第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

あっせん申請書内の「あっせンを求める事項及びその理由」でも触れている平成28年特定月日の特定事故の事案に関しましては、この度、私と、特定事業場のB氏との間で、この度のあっせん申請の大元となりました、平成29年特定月日Cの無予告での雇い止めの一件とは別件として扱い、まずは雇い止めに対する双方の合意点である特定金額にて納得の上で解決との合意に至りましたので、その際に「あっせん概要記録票」の「あっせんの概要」の2. 被申請人の事実確認と主張の部分を含め「あっせん概要記録票」の全ての開示の合意を頂きましたので、これを求めるものとします。

また、この雇い止めに対する合意の特定金額に関しましては、特定事業場のB氏が会社の顧問弁護士に合意書の作成を依頼し、私は、その書類に署名、捺印をし、この平成29年特定月日Cの雇い止めの一件は完全合意にて解決に至るとの認識で一致しており、その際に双方共に控えとして署名捺印をした用紙と「あっせん概要記録票」を併せて保管との合意に達し

た為、今回の再請求に至りましたので、これを請求するものと至します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年11月20日付けで処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年2月2日付け（同月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号及び7号柱書きの規定に基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 個別労働紛争解決制度について

個別労働紛争解決制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号。以下「個別労働紛争解決促進法」という。）に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、労働者、事業主等の相談に応じ、必要な情報提供を行うほか、紛争当事者の求めに応じて都道府県労働局長による助言・指導（以下「助言・指導」という。）、さらには紛争調整委員会によるあっせん（以下「あっせん」という。）を実施するものである。

あっせんとは、紛争調整委員会の会長から指名された3人のあっせん委員が、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することによって紛争の自主的な解決を図る制度である。

あっせんは、個々の労働者と事業主との間の民事上の問題を主に取り扱うもので、紛争当事者のプライバシー保護の観点から、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第191号）14条の規定により、あっせんの手続は非公開とされている。

同条のあっせん手続とは、具体的にはあっせんの申請から手続の終結に至るまでの手続全般をいうものであり、あっせん期日における手続の傍聴を認めていないほか、紛争当事者の主張の内容や提出された資料、あっせん申請書等のあっせん申請の際に提出された書類、あっせん案やこれに対する紛争当事者の態度、あっせん申請がなされたことやあっせん手続が進行しているという情報等あっせん事案に係る全ての事項も非公開とされている。

(2) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、個別労働紛争解決促進法に基づいて紛争当事者から処分庁に対して申請があったあっせんに係る関係書類であり、別表の1欄に掲げる文書（以下「対象文書」という。）である。

対象文書の概要は次のとおりである。

あっせん処理票（事情聴取票を含む。）とは、紛争当事者から申請のあったあっせんの受理から終了に至るまでの処理を記録した文書であり、事件番号、受理日、受理機関、申請人、あっせんの端緒、あっせん委員、担当者職氏名、あっせん開始決定日、終了日、終了区分、労働組合の有無、労働者数、あっせん案の提示の有無、個別労働紛争解決促進法14条による意見聴取の有無、解決状況、紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、申請内容、あっせんに係る請求事項、あっせんの結果、あっせん案の内容及び処理経過、あっせんの概要等が記載されており、添付資料として、あっせん申請書、申請人からの事情聴取票、被申請人が提出した資料等が含まれている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号について

原処分において不開示とした別表の通番2及び通番3は、あっせんの被申請人である当該特定事業場の担当者の職氏名が記載されており、これらは審査請求人以外の個人に関する情報である。

これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であって、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報であることから、原処分において不開示としたことは妥当である。

イ 法14条7号柱書きについて

原処分において不開示とした別表の通番1ないし通番3は、あっせんの被申請人である当該特定事業場の主張等及び提出資料である。

これらの情報は、労働局が行う事務に関する情報であり、開示することにより、被申請人があっせんに係る当該特定事業場の主張、事実関係の調査・整理等への協力やあっせんによる紛争解決を図ることそのものを躊躇するなど、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法14条7号柱書きに該当することから、原処分において不開示としたことは妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「(略)「あっせん概要記録票」の「あっせんの概要」の2. 被申請人の事実確

認と主張の部分を含め「あっせん概要記録票」全ての開示の合意を頂きましたので、これを求めるものとします。」と主張しているが、開示について合意していることについての根拠が示されておらず、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月31日 審議
- ④ 同年11月29日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年12月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成29年特定月日Aに愛知労働局長あてに行ったあっせん申請に係るあっせん処理票及び事情聴取票（愛知局特定事件番号）」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の4欄に掲げる部分について

ア 通番2について

当該部分は、被申請人である特定事業場の出席者の職氏名、事業場名、住所、電話番号、FAX番号であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、同様の理由により、これを開示しても、個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3について

当該部分は、特定事業場から愛知労働局にあっせん日に提出された主張書面1の受付印であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報に該当せず、また、これを開示しても、個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 通番1について

当該部分は、「あっせん概要記録票」の「あっせんの概要」欄のうち、「2. 被申請人の事実確認と主張」の記載内容であり、特定事業場の主張等が記載されており、これを開示すると、被申請人が、あっせんに係る主張や、事実関係の調査への協力、あっせんによる紛争解決を図ることそのものを躊躇するなど、個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2について

当該部分は、特定事業場の認定取得の名称及びロゴマーク、携帯電話番号並びにメールアドレスであり、上記(1)アの氏名と併せ、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

次に、法15条2項の部分開示の可否について検討すると、上記(1)アのとおり、氏名を開示すべきとしていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番3について

当該部分は、特定事業場の主張等が記載されており、上記アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分以外の部分は、同条2号及び7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名	2 不開示部分		3 該当条文	4 開示すべき部分
	通番			
あっせん処理票（事情聴取票を含む。）	1	4頁「あっせんの概要」欄14行目ないし20行目	法14条7号柱書き	
	2	10頁「名刺」全部	法14条2号及び7号柱書き	1行目, 3行目ないし5行目及び7行目ないし9行目
	3	11頁ないし13頁「主張書面1」全部	法14条2号及び7号柱書き	受付印